

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村通所介護施設管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、要介護状態となった利用者が、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族介護の軽減を図ることを目的に、昭和村が設置した通所介護施設（以下「通所介護施設」という。）の管理運営について定めるものとする。

(管理運営)

第2条 通所介護施設の管理運営については、昭和村通所介護施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）を準用する。

(介護内容及び利用資格)

第3条 通所介護施設の介護等の内容及び利用者の資格は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるとおりとする。

(利用料金の納付)

第4条 通所介護施設の利用者等は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が定める利用料金等を納めなければならない。

(損害賠償)

第5条 通所介護施設の利用者等は、建物、設備その他の物件を破損したときは、損害相当額を賠償しなければならない。ただし、会長が、やむを得ない事情があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、通所介護施設の管理運営に関する必要な事項は、会長と昭和村長で協議のうえ決定する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。